

市川市環境保全条例（土壌汚染の防止に関する規制）の一部改正について

1. 市川市環境保全条例

本市では、市内の生活環境の保全と市民の健康の保護を目的とし、平成 11 年に市川市環境保全条例（以下「条例」）を施行しました。条例では、典型七公害（大気・水質・地盤沈下・土壌・騒音・振動・悪臭）について、法律の規制対象とならない事業を独自に規制しています。

2. 土壌汚染の防止に関する規制の改正概要

土壌の汚染の防止に関する規制について、条例では、平成 15 年に施行された土壌汚染対策法に先行して規制を行ってきました。

土壌汚染対策法の施行後では、法律の改正に合わせ 3 回の条例改正を行ってきましたが、今回、平成 31 年 4 月 1 日に施行された改正法に関連し、調査・対策手法等の整合を図るための改正を行うものです。

3. 法律と条例の現状

		土壌汚染対策法	市川市環境保全条例	
対象物質		1,2-ジクロロエチレン、カドミウムなどの 26 物質		条例改正事項① シス-1,2-ジクロロエチレンを 1,2-ジクロロエチレンとする
調査契機	調査義務	有害物質を使用・製造・処理する特定施設を有する事業場の施設使用廃止時 ※ 操業中の場合は調査を一時免除 900 m ² 以上の土地の形質の変更時に調査義務	有害物質を使用・製造・処理・保管する特定工場で物質の使用等を廃止する時 ※ 操業中の場合は調査を一時免除	条例改正事項② 一時免除中の特定工場における調査義務
	調査命令	・ 土地の形質変更の事前届出の義務づけ ①一般の土地 : 3,000 m ² 以上 ②規制対象事業場 : 900 m ² 以上 ・ 汚染のおそれがあるとき調査命令を发出	—	条例改正事項③ 特定工場における事前届出と調査命令
汚染地の規制フロー				条例改正事項④ 健康被害のおそれに応じた区域の分化 条例改正事項⑤ 汚染土壌の搬出規制